

感染症対策等支援金 よくあるご質問（医療）

Q1 どのような施設が対象になりますか？

A1 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。
ただし、保健医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

Q2 どのような経費が対象になりますか？

A2 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象になります。
感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。例えば、次のような経費が考えられます。

(例)

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）
- ⑦ 清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理等

Q3 いつからいつまでの費用が対象となりますか？

A3 令和2年4月1日から令和3年1月29日までにかかる経費が対象となります。

Q4 対象期間中であれば、複数回の申請が可能ですか？

A4 申請は各施設で1回のみです。

Q5 概算請求はできますか？

A5 概算請求も可能です。ただし、この場合、複数回にわたって書類を提出いただくこととなり、また、精算に一定の時間を要することになることにご留意ください。

Q6 助成経費に消費税は含まれますか？

A6 原則、含まれません。ただし、①課税事業者で税抜き額が補助上限額を下回る場合は、

消費税を対象とします。ただし、消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、必ず、「消費税仕入控除税額報告書」を県に報告する義務が生じます。②非課税事業者及び簡易課税制度を利用している事業者は、消費税を対象とします。

Q7 電子申請ではなく、紙での申請はできませんか？

A7 個別にお問い合わせください。

Q8 申請から支給までどのくらいかかりますか？

A8 申請内容に不備がなければ、申請から10日～2週間程度で振り込みます。

Q9 新型コロナ患者の受入対応等をしていなくても対象となりますか？

A9 対象となります。新型コロナ患者の受入は要件となっておりません。

Q10 病院の場合、病床数ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はありますか？

A10 病床数の上限はありません。

Q11 病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。

A11 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q12 設備整備について、リースの場合や工事費は補助対象となるのでしょうか？

A12 リースも補助の対象となります。設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれると考えており、補助対象となります。

Q13 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用とありますが、空気清浄器やエアコンなど、商品に限定はありますか？

A13 感染症対策や診療体制確保等に有効と考えられるものであれば、商品の限定は特段ありません。